

経営所得安定対策の申請は 6/30 (火)まで

市内 3 箇所で相談会を開催

経営所得安定対策は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付し、農業経営の安定化と国内生産力の確保を図る制度です。申請についての相談会を市内 3 か所で行います。昨年度申請した方には、5 月中に案内書類を送付します。

農林振興課

☎995-1823

畑作物の直接支払交付金

●対象作物

麦・大豆・そば・なたね

●交付要件

対象作物を生産・販売している認定農業者、集落営農、認定新規就農者

●交付方法・単価

数量払、面積払のうち、いずれかの金額の高い方のみ交付されます。

【数量払】

当年産の出荷・販売数量と、作物ごとの品質に応じて交付されます。

※販売・品質を証明する伝票・出荷票の写しや出荷契約書の写しが必要です。

【面積払（営農継続支払）】

対象作物の当年産の作付面積に基づき交付されます。
20,000円/10a ※そば13,000円/10a

水田活用の直接支払交付金

●対象作物・交付単価

【戦略作物】

麦・大豆・飼料作物	35,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
WCS 用米	80,000円/10a
米粉用米・飼料用米	収量に応じ55,000～105,000円/10a

【産地交付金】（市町で設定する地域特産物など）

ヤマトイモ・イチゴ・モロヘイヤ・そば	10,000円/10a
芝・種苗・景観作物	6,000円/10a
登記地目が田の農地でそばを作付する場合、20,000円/10aを追加配分(二毛作は15,000円/10a)	

●交付要件

水田で対象作物を生産し、販売していることが必要です。そばは、市場に流通させるなど特産化への取り

組みに参加することが条件で、田畑を問わず交付対象になります。

※販売実績を証明する出荷伝票、出荷契約書などの写しが必要です。

米の直接支払交付金

●交付要件

米の生産数量目標に従って主食用米・酒米を生産・販売していること。

※販売実績を証明する出荷伝票などの写しが必要です。

水稻共済加入者は販売農家とみなされるため、伝票の提出は不要です。

●交付方法・単価

【定額交付】7,500 円/10a

ただし、作付面積から自家消費・縁故米相当として10a が控除されます。

※この交付金は、平成 30 年度産米から廃止します。

加入申請の方法

農林振興課で配布している交付申請書と営農計画書に必要事項を記入し、提出してください。昨年度に申請した方には5 月中に案内書類を送付します。資料の送付や説明を希望する方は、相談会に参加するか、お問い合わせください。

【相談会】

5月28日(木)	10:00～16:00	市役所地下会議室
6月2日(火)	13:30～16:00	須山支所 2 階小会議室
6月4日(木)	15:30～19:00	市民文化センター 34 会議室

●申請

申請期限/ 6 月 30 日(火) [必着]

申 込 先/ 農林振興課

※経営所得安定対策の申請や昨年度の実績で市の特産物奨励交付金の対象となる方には、別途通知します。